平成２２年（フ）第９６８５号
神奈川県横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目３―32
債務者　諏訪間雅美（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６８６号
千葉県八千代市八千代台西８丁目17―10―501
債務者　西田　容美（旧姓堀切）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７１９号
東京都練馬区田柄２丁目29―19―202
債務者　川村優加子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７２６号
東京都目黒区東が丘１―21―15―310、住民票上の住所東京都大田区仲六郷１丁目15―１―209
債務者　染谷多江子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７５１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷863―９
債務者　江川　敦子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７５２号
東京都東村山市美住町１丁目４―１　グリーンタウン美住一番街16―507
債務者　茂木　　望
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７５３号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷２丁目６―３―203
債務者　鈴木リオロクシンこと　スズキ　リオロクシン
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７５４号
神奈川県相模原市緑区町屋４―22―８―２　パルＴＫ―Ａ101
債務者　杉山　久美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７５５号
東京都杉並区下高井戸４丁目８―10―102
債務者　高田久美子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７５６号
東京都羽村市羽中１丁目７―６―102
債務者　阿部　純子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７５７号
神奈川県川崎市多摩区南生田２丁目16―15―203
債務者　吉成智恵子（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７８５号
千葉県市川市湊新田２―３―19―307、住民票上の住所千葉県山武郡横芝光町北清水878―５
債務者　宮崎　京子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７８６号
東京都品川区西大井６丁目12―21　福寿第３―201
債務者　生駒　　晃
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７８７号
東京都品川区西大井６丁目12―21　福寿第３―201
債務者　生駒　光子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７９３号
東京都世田谷区野沢４丁目13―17―102
債務者　杉本　達哉
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部